

平成 26 年の不正薬物に係る摘発状況について

～覚醒剤の摘発が件数・押収量ともに増加～
～国際郵便で大量の麻薬(XLR-11)を摘発～

平成 26 年に名古屋税関管内の海港や空港、外郵出張所において、摘発された不正薬物の実績をまとめましたのでお知らせします。

不正薬物^{*注1}の摘発件数は 17 件。覚醒剤・大麻等の押収重量^{*注2}は約 15,815 グラム。向精神薬等の錠剤型薬物の押収量^{*注3}は 500 錠。摘発件数は減少したが、押収重量は増加した。

種類別に見ると、覚醒剤については、摘発件数及び押収重量ともに前年を上回る、11 件、約 15,307 グラムとなり、押収重量が 15 キログラムを超えたのは、10 年ぶりである。

大麻については、4 件、約 11 グラムを摘発した。

その他の麻薬(XLR-11)については、1 件、約 497 グラムを摘発し、前年を大きく上回った。

【摘発した17件の内訳】

	航空機旅客	国際郵便	合計
覚 醒 剤	8 件	3 件	11 件
大 麻	3 件	1 件	4 件
大麻草	2 件	1 件	3 件
大麻樹脂	1 件		1 件
麻 薬		1 件	1 件
向精神薬		1 件	1 件
合 計	11 件	6 件	17 件

*注 1: 不正薬物とは、覚醒剤、大麻、あへん、麻薬、向精神薬を指す。

*注 2: 覚醒剤・大麻等の押収量とは、重量で計上する覚醒剤、大麻、麻薬の合計重量を指す。

*注 3: 向精神薬等の錠剤型薬物の押収量とは、錠数で計上する麻薬、向精神薬の錠剤型薬物の合計数量を指す。

[問い合わせ先]

名古屋税関税関広報広聴室
電話 052(654)4008

主 な 摘 発 事 例 (概 要)

覚 醒 剤 事 犯 ①

【事例 1】

平成 26 年 10 月、中部国際空港において、タイ王国から香港を經由して到着したタイ人女性が体腔内隠匿（1 塊）及び嚥下隠匿（21 塊）していた覚醒剤 357.213g を摘発した。



体腔内隠匿 1 塊



↑ 嚥下隠匿 21 塊の一部

↓ 1 塊を解体



覚醒剤事犯②

【事例 2】

平成26年10月、中部国際空港において、南アフリカ共和国から到着した南アフリカ人女性から、腰部分に巻き付けて隠匿していた覚醒剤 2,270.68g を摘発した。



腰部分に巻いていたコルセット



コルセットから取り出した状態

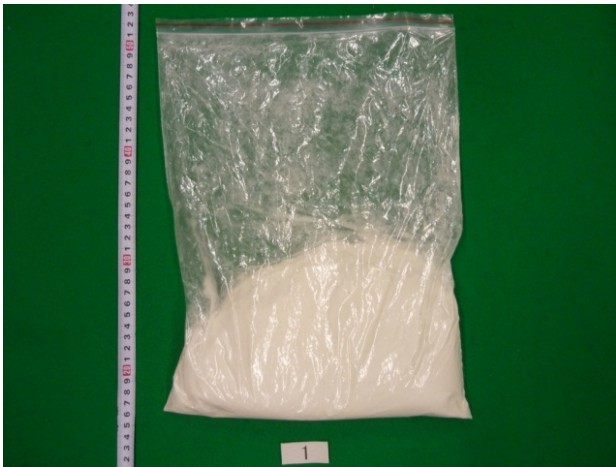


白色結晶を拡大

■ 麻薬事犯

【事例3】

平成26年6月、中部外郵出張所（日本郵便(株)中部国際郵便局）において、中華人民共和国から到着した国際スピード郵便物（EMS）から、麻薬粉末（XLR-11 重量約497g）を摘発した。



↑ XLR-11 重量約 500g



← 危険ドラッグ製造工場
麻薬粉末を工場で加工していた。

名古屋税関における不正薬物等の摘発実績

種類	年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	前年比(%)
覚醒剤	件	10	9	10	6	11	183%
	g	9,357	12,914	10,623	10,187	15,307	150%
大麻	件	5	5	9	8	4	50%
	g	10	5,223	10,139	457	11	2%
大麻草	件	4	4	3	4	3	75%
	g	4	1,019	17	8	9	115%
大麻樹脂	件	1	1	6	4	1	25%
	g	6	4,204	10,122	450	2	1%
あへん	件	-	1	-	-	-	-
	g	-	4,143	-	-	-	-
麻薬	件	6	3	3	6	1	17%
	g	4,443	93	270	2,847	497	17%
	錠	999	779	400	30	-	全減
ヘロイン	件	-	2	-	-	-	-
	g	-	93	-	-	-	-
コカイン	件	4	-	1	4	-	全減
	g	4,443	-	270	2,847	-	全減
MDMA等	件	-	-	-	-	-	-
	g	-	-	-	-	-	-
	錠	-	-	-	-	-	-
ケタミン	件	-	-	1	-	-	-
	g	-	-	0	-	-	-
メチロン	件	-	-	-	-	-	-
	g	-	-	-	-	-	-
	錠	-	-	-	-	-	-
その他の麻薬	件	2	1	1	2	1	50%
	g	-	-	-	0	497	1794倍
	錠	999	779	400	30	-	全減
向精神薬	件	6	5	5	6	1	17%
	g	-	-	-	-	-	-
	錠	1,858	2,755	2,085	1,132	500	44%
合計	件	27	23	27	26	17	65%
	g	13,810	22,372	21,033	13,492	15,815	117%
	錠	2,857	3,534	2,485	1,162	500	43%
銃砲	件	-	-	1	-	-	-
	丁	-	-	1	-	-	-
拳銃部品	件	-	1	1	-	-	-
	点	-	1	1	-	-	-

- (注) 1.税関が摘発した密輸入事犯に係る押収量の他、警察等其他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。
2.覚醒剤は、覚醒剤及び覚せい剤原料の合計数量を示す。
3.MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計数量を示す。
4.ケタミンは、平成18年3月に麻薬及び向精神薬取締法に基づく「麻薬」に指定され、平成19年1月1日より施行。
5.メチロンは、平成19年1月に麻薬及び向精神薬取締法に基づく「麻薬」に指定され、同年2月3日より施行。
6.端数処理のため数値が合わないことがある。
7.数量の表記について、「0」とは0.5g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。
8.平成26年の数値は速報値である。